

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年5月13日

【四半期会計期間】 第17期第2四半期(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

【会社名】 フィンテック グローバル株式会社

【英訳名】 FinTech Global Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 玉井 信光

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス

【電話番号】 03-5733-2121

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 経営管理部長 鷲本 晴 吾

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス

【電話番号】 03-5733-2121

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 経営管理部長 鷲本 晴 吾

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第16期 第2四半期 連結累計期間	第17期 第2四半期 連結累計期間	第16期 第2四半期 連結会計期間	第17期 第2四半期 連結会計期間	第16期
会計期間	自平成21年 10月1日 至平成22年 3月31日	自平成22年 10月1日 至平成23年 3月31日	自平成22年 1月1日 至平成22年 3月31日	自平成23年 1月1日 至平成23年 3月31日	自平成21年 10月1日 至平成22年 9月30日
売上高 (千円)	2,592,256	4,977,518	830,187	4,033,668	3,465,497
経常利益又は経常損失 (千円)	774,804	1,757,307	296,836	1,904,365	2,604,219
四半期純利益又は四半期(当期)純損失 (千円)	405,206	1,835,311	248,265	1,935,848	2,172,834
純資産額 (千円)	-	-	5,146,361	4,959,078	3,164,555
総資産額 (千円)	-	-	10,613,544	7,295,439	7,352,430
1株当たり純資産額 (円)	-	-	3,536.97	3,538.42	2,024.72
1株当たり四半期純利益又は四半期(当期)純損失 (円)	335.40	1,518.92	205.49	1,601.90	1,798.88
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	1,517.90	-	1,600.49	-
自己資本比率 (%)	-	-	40.3	58.6	33.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,715,800	2,597,766	-	-	626,830
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,047,948	245,690	-	-	2,281,596
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,144,758	922,002	-	-	3,376,149
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	-	-	1,407,532	2,256,745	829,661
従業員数 (名)	-	-	86	58	72

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 2 第16期、第16期第2四半期連結累計期間及び第16期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

除外

アンタレスアセット合同会社(連結子会社)は平成23年2月21日付で清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	58	(16)
---------	----	------

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(派遣社員、契約社員、アルバイト)の当第2四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	14	(1)
---------	----	-----

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(アルバイト)の当第2四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
投資銀行事業	195,980	-
アセットマネジメント・アドバイザー事業	121,764	-
公共財関連事業	69,217	-
プリンシパルファイナンス事業	3,266,830	-
その他投資先事業	379,875	-
合計	4,033,668	-

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
独立行政法人 都市再生機構	-	-	3,108,980	77.1
Lloyd's Syndicate HDU 382	198,145	23.9	-	-
合計	198,145	23.9	3,108,980	77.1

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間におけるわが国の経済環境は、海外経済の成長の高まりによる輸出や生産の増加基調を背景に、設備投資や個人消費の持ち直しの動きが見られたものの、本年3月の東北地方太平洋沖地震により、資本設備の毀損等やサプライチェーンの障害、電力不足により一部の生産活動が減退し、需要面においても企業や家計のマインドの悪化により設備投資や個人消費を下押ししており、景気の先行きは依然として不透明であります。

このような経済環境において当社グループは、顧客へ総合的なフィナンシャル・アドバイザー（FA）業務や経営支援業務を継続する中で、その財務的課題、経営課題や資金ニーズを解決する様々なファイナンスソリューションを提供しております。また、アレンジャーとしてそれらの資金ニーズを金融サービスプロダクトとして組成し、そうした案件に投資を希望する国内外の投資家に向けて、アセットマネジメント（AM）子会社を通じて投資機会を提供しております。案件によっては自己投融資（プリンシパルファイナンス）により迅速に資金ニーズに応えるとともに収益機会を捉えております。この他、これらの事業会社へのファイナンスのノウハウを公共分野に生かすべく、公共財関連事業においては、従来から展開する公会計のコンサルティングの充実・シェア拡大に加え、公共ファイナンス分野への事業領域の拡大への動きを活発化させております。

このような事業展開の結果、投資銀行事業やアセットマネジメント・アドバイザー事業でのFA業務やアレンジメント業務、AM業務等の手数料収入が前年同期比で大幅に増加しております。プリンシパルファイナンス事業においては、前年同期比で金利収入は減少したものの、従来の不動産アセットファイナンスからプライベートエクイティ（未上場企業株式・上場企業株式私募扱いなど）を含む企業投資に軸足を移し、業種にとらわれずに新たな投融資を検討、実行するに至っております。また、当社プリンシパルファイナンスの債権回収時に取得した不動産売却処理により売上を計上し、業績を押し上げました。公共財関連事業の子会社及びその他投資先事業の子会社2社においても、予定通りに事業進捗した結果、当第2四半期連結会計期間（平成23年1月1日～平成23年3月31日）の売上高は4,033百万円（前年同期比385.9%増）となりました。売上原価については前年同期比で1,118百万円増加しましたが、販売費及び一般管理費は、子会社の減少及び人件費や経費見直しがさらに進み前年同期比で95百万円減少した結果、営業利益は1,909百万円（前年同期は271百万円の損失）、経常利益は1,904百万円（前年同期は296百万円の損失）となりました。また、借入の担保としていた当社新株予約権付社債の買入消却を実施したことにより、新株予約権付社債償還益298百万円を特別利益に計上するとともに、子会社が当社の買戻特約付で当該新株予約権付社債を投資家に譲渡した際の投資有価証券売却損226百万円を特別損失に計上したことで、四半期純利益は1,935百万円（前年同期は248百万円の損失）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

投資銀行事業

当事業を行うフィンテックグローバル証券㈱は、顧客企業に対する継続的なフィナンシャル・アドバイザー（FA）業務収益が増加傾向にあることに加え、これらの企業に対して債権買取り、資産圧縮支援業務など各種ファイナンスアレンジを実行いたしました。この結果、投資銀行事業の売上高は195百万円、営業利益は129百万円となりました。

アセットマネジメント・アドバイザー事業

当事業を行うフィンテックアセットマネジメント(株)は、リファイナンスアレンジメントに係る新規アセットマネジメント受託によりアップフロントフィーを獲得できたことに加え、前期より受託してきたアセットマネジメント案件において、パフォーマンスフィーを計上いたしました。この結果、アセットマネジメント・アドバイザー事業の売上高は121百万円、営業利益は40百万円となりました。

公共財関連事業

当事業においては、(株)パブリック・マネジメント・コンサルティングが、地方自治体に対し基準モデルでの公会計導入のためのソフトウェアの提供及び財務諸表作成の支援コンサルティング業務を行っております。バージョンアップした公会計ソフトPPPと会計データを詳細分析、シミュレーション可能な「財政支援ツール 改革」で競合他社と差別化し、漸次、地方自治体の顧客数を増加させております。また、当社グループ会社と協働で「公共マネジメント白書」作成支援業務を開始いたしました。この結果、公共財関連事業の売上高は69百万円、営業利益は5百万円となりました。

プリンシパルファイナンス事業

当事業では、自己の資金を自らの判断で案件に投融資するビジネスであるプリンシパルファイナンスを行っております。当第2四半期連結会計期間においては、営業貸付金等の金利収入、顧客企業の資金繰り支援のための一時的な資産買取りを行なう投資事業などにより収益計上する他、不動産市況低迷期において当社プリンシパルファイナンスの債権回収時に取得した不動産売却処理で3,218百万円の売上を計上いたしました。

なお、当社グループでは当連結会計年度よりプライベートエクイティ事業の強化を推進しております。これまでの中心であった不動産セクターへのファイナンスに限らず、潜在性・将来性豊かな上場/未上場企業・事業に対し資本参加を行い、その再生・発展を支援し企業価値を高めることで、将来収益の拡大を目指しており、すでにこの投資活動を開始しております。

この結果、プリンシパルファイナンス事業の売上高は3,266百万円、営業利益は1,878百万円となりました。

その他投資先事業

当事業では、コア事業以外の純投資を目的とした事業会社による収益を計上します。

(株)ベルスについては、依然厳しい不動産市況ではありますが、住宅購入支援サービス、カードビジネスは堅調に推移しており、賃貸ビジネスにおいては不採算のサブリース契約を解約する等の改善策を施すことにより、売上高は若干計画を下回るものの売上総利益は計画を上回ったことにより、同社単体で売上高は128百万円、営業利益は9百万円となりました。

Crane Reinsurance Limitedは、引き続きHardy Underwriting Bermudaのシンジケート382から傷害保険等のリスクを引き受けており、収入保険料は堅実に推移しております。なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による業績への影響は限定的であり、現時点においては通期業績予想に対して予定通りの進捗となっており、同社単体で売上高は251百万円、営業利益は8百万円となりました。

これらの主な子会社及び他の子会社の経営成績により、その他投資先事業の売上高は379百万円、営業損失は17百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

(総資産)

当第2四半期連結会計期間末における総資産は7,295百万円(前連結会計年度末比0.8%減)となりました。これは主として、売却により販売用不動産が1,334百万円、回収により営業貸付金が307百万円、子会社所有の当社新株予約権付社債の買入消却により投資有価証券が1,098百万円減少したものの、現金及び預金が1,427百万円、未収入金が875百万円増加したことによるものであります。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債は2,336百万円(前連結会計年度末比44.2%減)となりました。これは主として、買入消却により新株予約権付社債が1,200百万円、当社新株予約権付社債を担保とした借入の返済により長期借入金が938百万円減少したものの、未払金が157百万円、保険契約準備金(固定負債の「その他」として計上)が198百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産は4,959百万円(前連結会計年度末比56.7%増)となりました。これは主に、減資による欠損填補等で資本金が8,452百万円、資本剰余金が10,351百万円減少し利益剰余金が18,806百万円増加したことに加え、四半期純利益の計上により利益剰余金がさらに1,835百万円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、第1四半期連結会計期間末に比べ1,110百万円増加し、2,256百万円となりました。当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は、2,615百万円(前年同期は58百万円の減少)になりました。

増加の主な内訳は、税金等調整前四半期純利益1,964百万円、たな卸資産の減少額1,124百万円であり、減少の主な内訳は、新株予約権付社債償還益298百万円、未収入金の増加額471百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は、214百万円(前年同期は543百万円の増加)になりました。

減少の主な内訳は、出資金の取得による支出210百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は、1,294百万円(前年同期は2,287百万円の減少)になりました。

減少の主な内訳は、短期借入金の純減少額372百万円、社債の償還による支出901百万円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,084,000
計	3,084,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,208,518	1,208,518	東京証券取引所 (マザーズ)	(注) 2
計	1,208,518	1,208,518	-	-

- (注) 1 提出日現在の発行数には、平成23年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。
- 2 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)

(平成13年12月25日 株主総会の特別決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	725 (注) 1, 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり667 (注) 2, 4
新株予約権の行使期間	平成15年12月26日から平成23年12月25日まで (当社取締役及び従業員) 当社上場後から平成23年12月25日まで (認定支援者)(注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 667 (注) 2, 4 資本組入額 667 (注) 2, 4
新株予約権の行使の条件	当社取締役、又は従業員であることを要す (認定支援者を除く)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡することはできないものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割等により株式を発行する場合は、未行使の新株引受権の目的たる株式数は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数})}{(\text{既発行株式数})}$$

2 当社が株式の分割及び発行価額を下回る価格で新株を発行する場合、又は転換社債及び新株引受権付社債を発行する場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$(\text{調整後発行価額}) = \frac{(\text{既発行株式数}) \times (\text{調整前発行価額}) + (\text{新発行株式数}) \times (1 \text{株当たり払込金額})}{(\text{既発行株式数}) + (\text{新発行株式数})}$$

3 当社は「新事業創出促進法(経済産業省認定)」の認定事業者であります。

4 当社は平成16年12月20日付をもって普通株式1株につき5株の割合で、平成17年12月20日付をもって普通株式1株につき3株の割合で、また平成18年10月1日付をもって普通株式1株につき5株の割合でそれぞれ株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

新株予約権

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

(平成16年6月16日 株主総会の特別決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	442
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,150 (注)1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり5,334 (注)2, 3, 5
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,334 (注)2, 3, 5 資本組入額 5,334 (注)2, 3, 5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとし、但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権者が行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる単位未満の株式については、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い又は株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は必要と認める目的となる株式の数の調整を行います。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとし、但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとし、

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times 1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

3 当社が時価を下回る価格で新株の発行(新株予約権の行使による場合を除く。)又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとし、但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとし、なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとし、

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割当を受けたものは、本新株予約権の権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

(2) その他の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項については、平成16年6月16日開催の臨時株主総会ならびに平成16年12月1日及び平成16年12月14日の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約書」に定められている。

5 当社は平成16年12月20日付をもって普通株式1株につき5株の割合で、平成17年12月20日付をもって普通株式1株につき3株の割合で、また平成18年10月1日付をもって普通株式1株につき5株の割合でそれぞれ株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

(平成16年12月3日 株主総会の特別決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	78
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,850 (注)1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり14,667(注)2, 3, 5
新株予約権の行使期間	平成18年12月10日から平成26年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 14,667(注)2, 3, 5 資本組入額 14,667(注)2, 3, 5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権者が行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる単位未満の株式については、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い又は株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は必要と認める目的となる株式の数の調整を行います。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとし、

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

3 時価を下回る価格で新株の発行(新株予約権の行使による場合を除く。)又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとし、なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとし、

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割当を受けたものは、本新株予約権の権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

(2) その他の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項については、平成16年12月3日開催の定時株主総会及び平成17年12月2日の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約書」に定められている。

5 当社は、平成17年12月20日付をもって普通株式1株につき3株の割合で、平成18年10月1日付をもって普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は次の通りであります。

(平成18年12月20日 株主総会の特別決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	563
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	563 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり71,130(注) 2, 3
新株予約権の行使期間	平成21年6月4日から平成28年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 71,130(注) 2, 3 資本組入額 35,565(注) 2, 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い又は株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は合理的に必要と認められる範囲内で目的となる株式の数の調整を行います。

2 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとし、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

3 当社が時価を下回る価格で新株の発行又は自己株式の処分(ストックオプションの権利行使による新株発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとし、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとし、

4 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- (2) 新株予約権割当契約で権利行使期間中の各年(6月4日から翌年6月3日までの期間)において権利行使できる新株予約権の個数の上限又は新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限を定めることができるものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

(平成20年12月19日 株主総会の特別決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	190
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,695(注) 2
新株予約権の行使期間	平成22年12月29日から平成30年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,695(注) 2 資本組入額 1,348(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

- 3 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の本新株予約権全部を放棄する。但し、任期満了による退任、定年退職の場合、又はその他これに準ずる正当な理由があるものと当社取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、又は本新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の本新株予約権全部を放棄する。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

(注)5に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

- 5 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表取締役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(平成21年12月18日 株主総会の特別決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	208
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	208 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり3,220(注) 2
新株予約権の行使期間	平成23年12月28日から平成31年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,220(注) 2 資本組入額 1,610(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

- 3 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の本新株予約権全部を放棄する。但し、任期満了による退任、定年退職の場合、又はその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、又は本新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の本新株予約権全部を放棄する。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

(注)5に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

- 5 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(平成22年12月21日 株主総会の特別決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	338
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	338 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり4,100(注) 2
新株予約権の行使期間	平成24年12月28日から平成32年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,100(注) 2 資本組入額 2,050(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}{1}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

- 3 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の本新株予約権全部を放棄する。但し、任期満了による退任、定年退職の場合、又はその他これに準ずる正当な理由があるものと当社取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、又は本新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の本新株予約権全部を放棄する。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

(注)5に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

- 5 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年1月25日 (注)1		1,208,510	8,454,298	2,312,019	10,351,900	
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日 (注)2	383	1,208,518	2,015	2,312,034	14	14

(注)1 平成22年12月21日開催の定時株主総会決議に基づき、資本金を8,454,298千円、資本準備金を10,351,900千円それぞれ減少させ、その他資本剰余金に振り替えるとともに、その全額を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補しております。

2 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
玉井 信光	東京都世田谷区	247,755	20.50
SIX SIS LTD. (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	BASLERSTRASSE 100CH-4600 OLTEN SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2-7-1)	100,122	8.28
藤井 優子	東京都世田谷区	52,014	4.30
青島 正章	東京都渋谷区	35,325	2.92
財務大臣	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	20,001	1.66
株式会社OGIキャピタル・パートナーズ	東京都港区西新橋3-24-10 ハリファックス御成門ビル	20,000	1.65
BANK JULIUS BAER AND CO., LTD. (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	BAHNHOFSTRASSE 36, P.O. BOX 8010, CH-8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2-7-1)	16,629	1.38
平野 修	静岡県浜松市中区	13,464	1.11
CLARIDEN LEU LTD (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	P.O. BOX, CH-8070 ZURICH SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2-7-1)	13,111	1.08
田村 直丈	静岡県田方郡函南町	12,200	1.01
計		530,621	43.91

(注) 株式会社OGIキャピタル・パートナーズは、平成23年4月28日付でFGIキャピタル・パートナーズ株式会社に商号変更しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,208,518	1,208,518	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,208,518	-	-
総株主の議決権	-	1,208,518	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が115株(議決権115個)含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高(円)	2,545	3,805	4,500	5,470	6,460	6,880
最低(円)	2,120	2,100	3,180	4,100	4,570	4,600

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場(マザーズ)における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年10月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、また、当第2四半期連結会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年10月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、清和監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,256,745	829,661
売掛金	134,888	67,083
営業投資有価証券	6,126,509	5,960,043
販売用不動産	296,052	1,630,622
繰延税金資産	2,190	1,083
営業貸付金	5,010,105	5,317,419
未収入金	1,068,347	192,798
その他	113,292	136,648
貸倒引当金	8,845,082	8,873,539
流動資産合計	6,163,050	5,261,820
固定資産		
有形固定資産	143,546	150,054
無形固定資産		
のれん	367,006	402,794
その他	32,089	39,767
無形固定資産合計	399,095	442,561
投資その他の資産		
投資有価証券	65,559	1,163,636
その他	524,186	334,357
投資その他の資産合計	589,745	1,497,993
固定資産合計	1,132,388	2,090,609
資産合計	7,295,439	7,352,430

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	41,940	14,175
短期借入金	131,853	66,000
1年内返済予定の長期借入金	80,000	125,000
未払金	249,821	92,750
未払費用	64,128	152,530
未払法人税等	10,850	32,150
賞与引当金	21,175	42,578
その他	647,768	722,535
流動負債合計	1,247,538	1,247,720
固定負債		
新株予約権付社債	-	1,200,000
長期借入金	87,996	1,026,449
繰延税金負債	66,055	56,802
退職給付引当金	80,819	71,834
その他	853,950	585,067
固定負債合計	1,088,822	2,940,154
負債合計	2,336,360	4,187,874
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,312,034	10,764,317
資本剰余金	14	10,351,900
利益剰余金	2,102,766	18,538,744
株主資本合計	4,414,815	2,577,473
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	138,569	130,878
評価・換算差額等合計	138,569	130,878
新株予約権	18,085	21,811
少数株主持分	664,747	696,149
純資産合計	4,959,078	3,164,555
負債純資産合計	7,295,439	7,352,430

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)
売上高	2,592,256	4,977,518
売上原価	1,956,059	2,119,333
売上総利益	636,196	2,858,184
販売費及び一般管理費	1,411,709	1,066,748
営業利益又は営業損失()	775,512	1,791,436
営業外収益		
受取利息	8,064	2,604
為替差益	9,070	-
確定拠出年金返還金	8,738	543
その他	11,728	3,599
営業外収益合計	37,602	6,747
営業外費用		
支払利息	1,837	37,360
支払手数料	33,064	1,479
その他	1,992	2,036
営業外費用合計	36,894	40,876
経常利益又は経常損失()	774,804	1,757,307
特別利益		
固定資産売却益	-	263
貸倒引当金戻入益	179,088	42,388
新株予約権付社債償還益	329,000	298,800
その他	48,488	26,270
特別利益合計	556,576	367,722
特別損失		
関係会社整理損	291,403	-
投資有価証券評価損	0	1,208
投資有価証券売却損	-	226,874
出資金清算損	890	2,661
前期損益修正損	142	-
その他	7,067	41,207
特別損失合計	299,504	271,950
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	517,732	1,853,079
法人税、住民税及び事業税	3,962	31,039
法人税等調整額	6,211	8,145
法人税等合計	10,173	39,184
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,813,894
少数株主損失()	122,698	21,417
四半期純利益又は四半期純損失()	405,206	1,835,311

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	830,187	4,033,668
売上原価	430,423	1,548,919
売上総利益	399,764	2,484,749
販売費及び一般管理費	671,324	575,601
営業利益又は営業損失()	271,559	1,909,147
営業外収益		
受取利息	1,946	1,382
有価証券運用益	11,897	724
為替差益	-	6,207
確定拠出年金返還金	8,738	227
その他	3,431	2,223
営業外収益合計	26,014	10,765
営業外費用		
支払利息	445	14,924
支払手数料	24,758	624
為替差損	22,203	-
その他	3,884	-
営業外費用合計	51,291	15,548
経常利益又は経常損失()	296,836	1,904,365
特別利益		
固定資産売却益	-	263
持分変動利益	33,163	-
新株予約権付社債償還益	-	298,800
その他	12,071	14,829
特別利益合計	45,235	313,893
特別損失		
投資有価証券売却損	4,378	226,874
投資有価証券評価損	0	1,208
出資金評価損	1,821	1,290
その他	682	24,099
特別損失合計	6,882	253,472
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	258,483	1,964,786
法人税、住民税及び事業税	2,384	30,053
法人税等調整額	7,326	2,885
法人税等合計	9,710	32,938
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,931,847
少数株主損失()	19,929	4,000
四半期純利益又は四半期純損失()	248,265	1,935,848

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	517,732	1,853,079
減価償却費	56,029	27,007
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,485,692	28,457
賞与引当金の増減額(は減少)	17,321	21,403
債務保証損失引当金の増減額(は減少)	13,006	-
受取利息	8,064	2,604
資金原価及び支払利息	20,489	86,407
有価証券売却損益(は益)	23,447	-
新株予約権付社債償還損益(は益)	329,000	298,800
関係会社整理損	291,403	-
売上債権の増減額(は増加)	11,861	67,805
営業投資有価証券の増減額(は増加)	58,292	172,654
たな卸資産の増減額(は増加)	52,832	1,334,569
営業貸付金の増減額(は増加)	4,260,885	307,313
未収入金の増減額(は増加)	122,419	855,607
未払金の増減額(は減少)	48,826	157,341
未払費用の増減額(は減少)	26,868	35,510
その他	302,266	481,141
小計	1,721,679	2,764,018
利息の受取額	10,389	2,604
利息の支払額	20,344	138,951
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	4,074	29,905
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,715,800	2,597,766
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の増減額(は増加)	206,613	-
投資有価証券の取得による支出	2,883,138	27,608
出資金の取得による支出	-	210,010
連結の範囲の変更を伴う子会社売却による収入	320,111	-
子会社の清算による支出	-	252
短期貸付金の増減額(は増加)	320,089	976
その他	11,624	8,795
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,047,948	245,690

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,000	65,853
長期借入金の返済による支出	130,000	86,002
社債の償還による支出	4,301,500	901,200
少数株主からの払込みによる収入	279,120	-
配当金の支払額	924	200
その他	9,546	453
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,144,758	922,002
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,194	2,989
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	4,468,712	1,427,083
現金及び現金同等物の期首残高	5,811,512	829,661
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	64,733	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,407,532	2,256,745

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更 当第2四半期連結会計期間より、アンタレスアセット合同会社については清算により連結の範囲から除外しております。
2. 「資産除去債務に関する会計基準」の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ3百万円減少しております。

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書関係)
1. 前第2四半期連結累計期間において、特別損失の「その他」に含めていた「投資有価証券売却損」は、特別損失総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第2四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる「投資有価証券売却損」は4,378千円であります。
2. 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用に伴い、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書関係)
「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用に伴い、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年9月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 215,907千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 205,881千円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの	1 販売費及び一般管理費の主なもの
役員報酬 129,022千円	役員報酬 76,162千円
給与手当 303,583千円	給与手当 204,201千円
賞与引当金繰入額 95,222千円	賞与引当金繰入額 31,997千円
退職給付費用 4,227千円	貸倒引当金繰入額 13,930千円
減価償却費 43,332千円	退職給付費用 16,935千円
地代家賃 123,859千円	減価償却費 26,005千円
支払手数料 296,018千円	地代家賃 110,369千円
	支払手数料 374,200千円

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの	1 販売費及び一般管理費の主なもの
役員報酬 64,268千円	役員報酬 39,850千円
給与手当 141,294千円	給与手当 96,465千円
賞与引当金繰入額 48,146千円	貸倒引当金繰入額 3,771千円
退職給付費用 1,454千円	賞与引当金繰入額 15,868千円
減価償却費 20,918千円	退職給付費用 8,499千円
地代家賃 60,011千円	減価償却費 12,923千円
支払手数料 139,956千円	地代家賃 53,286千円
	支払手数料 230,940千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 1,407,532千円	現金及び預金 2,256,745千円
現金及び現金同等物 1,407,532千円	現金及び現金同等物 2,256,745千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年10月1日至平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	1,208,518

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の 目的となる 株式の数(株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権			18,085
合計				18,085

(注) 第5回新株予約権の一部、第7回新株予約権及び第8回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

(単位：千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
前連結会計年度末残高	10,764,317	10,351,900	18,538,744	2,577,473
当第2四半期連結会計期間末までの変動額				
減資	8,454,298	8,454,298	-	-
欠損填補	-	18,806,198	18,806,198	-
新株の発行	2,015	14	-	2,029
四半期純利益	-	-	1,835,311	1,835,311
当第2四半期連結会計期間末までの変動額合計	8,452,283	10,351,885	20,641,510	1,837,341
当第2四半期連結会計期間末残高	2,312,034	14	2,102,766	4,414,815

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	投資銀行 事業 (千円)	再保険保証 事業 (千円)	不動産関連 事業 (千円)	その他 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1)外部顧客に対する 売上高	156,809	286,833	320,022	66,522	830,187	-	830,187
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	156,809	286,833	320,022	66,522	830,187	-	830,187
営業利益又は営業損失 ()	262,974	79,256	110,283	28,196	260,143	(11,416)	271,559

(注) 1 事業の区分は、市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な業務内容

- (1) 投資銀行事業・・・アレンジャー業務、プリンシパルファイナンス業務、その他投資銀行業務
- (2) 再保険保証事業・・・信用補完・家賃保証・再保険の引受業務
- (3) 不動産関連事業・・・不動産開発・売買・賃貸・仲介業務
- (4) その他事業・・・公会計用ソフトウェアの開発・販売、コンサルティング

前第2四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成22年3月31日)

	投資銀行 事業 (千円)	再保険保証 事業 (千円)	不動産関連 事業 (千円)	その他 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1)外部顧客に対する 売上高	231,710	786,050	1,452,730	121,763	2,592,256	-	2,592,256
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	231,710	786,050	1,452,730	121,763	2,592,256	-	2,592,256
営業利益又は営業損失 ()	795,329	90,168	93,499	40,225	832,223	56,710	775,512

(注) 1 事業の区分は、市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な業務内容

- (1) 投資銀行事業・・・アレンジャー業務、プリンシパルファイナンス業務、その他投資銀行業務
- (2) 再保険保証事業・・・信用補完・家賃保証・再保険の引受業務
- (3) 不動産関連事業・・・不動産開発・売買・賃貸・仲介業務
- (4) その他事業・・・公会計用ソフトウェアの開発・販売、コンサルティング

【所在地別セグメント情報】

前第 2 四半期連結会計期間（自 平成22年 1月 1日 至 平成22年 3月31日）

	日本 (千円)	欧米 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	632,041	198,145	830,187	-	830,187
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	632,041	198,145	830,187	-	830,187
営業損失（ ）	137,952	120,310	258,262	(13,297)	271,559

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

欧米： スイス、バミューダ

前第 2 四半期連結累計期間（自 平成21年10月 1日 至 平成22年 3月31日）

	日本 (千円)	欧米 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	2,148,085	444,170	2,592,256	-	2,592,256
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,148,085	444,170	2,592,256	-	2,592,256
営業損失（ ）	499,187	326,707	825,895	50,382	775,512

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

欧米： スイス、バミューダ

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自平成22年1月1日至平成22年3月31日）

	欧米	計
海外売上高（千円）	198,145	198,145
連結売上高（千円）	-	830,187
連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	23.9	23.9

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 欧米：バミューダ
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第2四半期連結累計期間（自平成21年10月1日至平成22年3月31日）

	欧米	計
海外売上高（千円）	444,170	444,170
連結売上高（千円）	-	2,592,256
連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	17.1	17.1

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 欧米：バミューダ
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「投資銀行事業」、「アセットマネジメント・アドバイザー事業」及び「公共財関連事業」をコア事業として位置づけており、それぞれの事業を子会社が行っております。これらに、当社が自己投融資を行う事業である「プリンシパルファイナンス事業」及び投資先の事業会社の収益を取り込む「その他投資先事業」を加えた5つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの事業内容は以下の通りであります。

- ・投資銀行事業
 ファイナンスアレンジメント・アドバイザー、エグゼクティブ業務受託、証券業務
- ・アセットマネジメント・アドバイザー事業
 アセットマネジメント業務、フィナンシャル・アドバイザー業務、資金調達・財務改善コンサルティング、M&Aアドバイザー業務
- ・公共財関連事業
 公会計のシステム開発、販売及び導入コンサルティング並びに財政改革コンサルティング
- ・プリンシパルファイナンス事業
 自己投融資事業
- ・その他投資先事業
 コア事業以外の純投資を目的とした事業会社による事業

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間（自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	投資銀行 事業	アセット マネジメント・ア ドバイザ リー 事業	公共財 関連 事業	プリンシ パルファイ ナンス 事業	その他 投資先 事業			
売上高								
外部顧客への 売上高	298,423	173,678	120,724	3,521,453	863,239	4,977,518	-	4,977,518
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	11,340	4,815	1,714	9,085	1,800	28,754	28,754	-
計	309,763	178,493	122,438	3,530,538	865,039	5,006,272	28,754	4,977,518
セグメント利益	149,895	18,601	2,553	1,858,179	56,905	2,086,135	294,699	1,791,436

(注) 1 セグメント利益の調整額 294,699千円には、セグメント間取引消去200,288千円及び報告セグメントに配分していない全社費用 494,987千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。また、フィンテックグローバル(株)に対する経営指導料としてそれぞれ投資銀行事業90,000千円、アセットマネジメント・アドバイザー事業90,000千円、公共財関連事業9,000千円を負担しております。

当第2四半期連結会計期間（自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	投資銀行 事業	アセット マネジメント・ア ドバイザー 事業	公共財 関連 事業	プリンシパ ルファイナ ンス 事業	その他 投資先 事業			
売上高								
外部顧客への 売上高	195,980	121,764	69,217	3,266,830	379,875	4,033,668	-	4,033,668
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	11,340	4,815	714	9,085	900	26,854	26,854	-
計	207,320	126,579	69,931	3,275,915	380,775	4,060,523	26,854	4,033,668
セグメント利益 又は損失()	129,012	40,287	5,602	1,878,336	17,901	2,035,338	126,190	1,909,147

((注)1 セグメント利益又は損失()の調整額 126,190千円には、セグメント間取引消去88,270千円及び報告セグメントに配分していない全社費用 214,461千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。また、フィンテックグローバル(株)に対する経営指導料としてそれぞれ投資銀行事業45,000千円、アセットマネジメント・アドバイザー事業45,000千円、公共財関連事業4,500千円を負担しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)

現金及び預金、短期借入金、投資有価証券及び長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位:千円)

科目	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
(1) 現金及び預金	2,256,745	2,256,745	-	(注1)
(2) 短期借入金	131,853	131,853	-	(注1)
(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	167,996	167,996	-	(注1)

(注1) 金融商品の時価の算定方法

現金及び預金、短期借入金については短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

長期借入金の時価については、元利金の金額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	四半期連結貸借対照表計上額
投資有価証券	
非上場株式	23,766
関係会社株式	41,793

上記については、市場価格がなく、かつ、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1 当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

四半期連結財務諸表への影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)

資産除去債務が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

当社及び当社グループは、事務所の賃貸借契約に基づく退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、第1四半期連結会計期間においては、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確ではなく、資産除去債務を合理的に見積もることが困難であるため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりませんでした。当第2四半期連結会計期間において、当該債務に見合う資産除去債務を合理的に見積もることが可能となったため、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年9月30日)
1株当たり純資産額 3,538円42銭	1株当たり純資産額 2,024円72銭

2 1株当たり四半期純利益金額等

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額 335円40銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 1,518円92銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 1,517円90銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	405,206	1,835,311
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	405,206	1,835,311
普通株式の期中平均株式数(株)	1,208,135	1,208,300
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
普通株式増加数(株)	-	809

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	<p>提出会社： 平成13年12月25日開催の株主総会の特別決議による新株引受権（ストック・オプション） 普通株式725株</p> <p>平成16年6月16日開催の株主総会の特別決議による平成16年12月1日及び平成16年12月14日発行の新株予約権（ストック・オプション） 448個（普通株式33,600株）</p> <p>平成16年12月3日開催の株主総会の特別決議による平成17年12月2日発行の新株予約権（ストック・オプション） 78個（普通株式5,850株）</p> <p>平成17年12月20日開催の株主総会の特別決議による平成18年4月27日発行の新株予約権（ストック・オプション） 75個（普通株式375株）</p> <p>平成19年2月8日発行のユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付した新株予約権 309個（普通株式19,482株）</p> <p>平成18年12月20日開催の株主総会の特別決議による平成19年6月4日発行の新株予約権（ストック・オプション） 768個（普通株式768株）</p> <p>平成20年12月19日開催の株主総会の特別決議による平成20年12月29日発行の新株予約権（ストック・オプション） 230個（普通株式230株）</p> <p>平成21年12月18日開催の株主総会の特別決議による平成21年12月28日発行の新株予約権（ストック・オプション） 268個（普通株式268株）</p>	<p>提出会社：</p> <p>平成16年6月16日開催の株主総会の特別決議による平成16年12月1日及び平成16年12月14日発行の新株予約権（ストック・オプション） 442個（普通株式33,150株）</p> <p>平成16年12月3日開催の株主総会の特別決議による平成17年12月2日発行の新株予約権（ストック・オプション） 78個（普通株式5,850株）</p> <p>平成18年12月20日開催の株主総会の特別決議による平成19年6月4日発行の新株予約権（ストック・オプション） 563個（普通株式563株）</p>

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額 205円49銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 1,601円90銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 1,600円49銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	前第2四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	248,265	1,935,848
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	248,265	1,935,848
普通株式の期中平均株式数(株)	1,208,135	1,208,468
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
普通株式増加数(株)	-	1,063
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	<p>提出会社： 平成13年12月25日開催の株主総会の特別決議による新株引受権(ストック・オプション) 普通株式725株</p> <p>平成16年6月16日開催の株主総会の特別決議による平成16年12月1日及び平成16年12月14日発行の新株予約権(ストック・オプション) 448個(普通株式33,600株)</p> <p>平成16年12月3日開催の株主総会の特別決議による平成17年12月2日発行の新株予約権(ストック・オプション) 78個(普通株式5,850株)</p> <p>平成17年12月20日開催の株主総会の特別決議による平成18年4月27日発行の新株予約権(ストック・オプション) 75個(普通株式375株)</p> <p>平成19年2月8日発行のユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付した新株予約権 309個(普通株式19,482株)</p> <p>平成18年12月20日開催の株主総会の特別決議による平成19年6月4日発行の新株予約権(ストック・オプション) 768個(普通株式768株)</p> <p>平成20年12月19日開催の株主総会の特別決議による平成20年12月29日発行の新株予約権(ストック・オプション) 230個(普通株式230株)</p> <p>平成21年12月18日開催の株主総会の特別決議による平成21年12月28日発行の新株予約権(ストック・オプション) 268個(普通株式268株)</p>	<p>提出会社：</p> <p>平成16年12月3日開催の株主総会の特別決議による平成17年12月2日発行の新株予約権(ストック・オプション) 78個(普通株式5,850株)</p> <p>平成18年12月20日開催の株主総会の特別決議による平成19年6月4日発行の新株予約権(ストック・オプション) 563個(普通株式563株)</p>

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

重要な訴訟事件等

当社は、齋藤栄功（株式会社アスクレピオス 元代表取締役）及び丸紅株式会社（以下、「丸紅」といいます。）の当時の従業員並びに元従業員らが、丸紅の主導する病院再生事業への投資名目で当社を含む多数の投資家から資金を詐取した一連の詐欺事件につき、当社がその被害回復のため丸紅及び齋藤栄功に対し、24億9,000万円及び遅延損害金を求める損害賠償請求訴訟を提起しておりました（齋藤栄功に対してはその後の同人の破産手続において破産債権として処理されなかった3億円の限度まで請求を減縮しました。）が、平成23年3月25日に東京地方裁判所より、丸紅が当社に対して4億9,800万円及び平成19年12月20日から支払済まで年5分の割合による金員の（3億円及びこれに対する平成19年12月20日から支払済まで年5分の割合による金員の限度で齋藤栄功と連帯して）支払いを命ずる判決が言い渡されました。

しかし、本判決では、丸紅の当時の従業員及び元従業員に対する使用者責任についてほぼ当社の主張が認められてはいるものの、損害賠償請求額の全額についての認容には至っておりません。当社としては、当社が損害を受けた経緯等を踏まえると、その内容を全面的に承服する事はできないため、本判決の一部を不服として平成23年4月11日付で東京高等裁判所に控訴しております。当社としては引き続き当社の訴えの正当性が認められるよう主張して参ります。

なお、丸紅も同判決を不服として平成23年3月28日付で控訴しております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月14日

フィンテックグローバル株式会社
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	寛 悦生	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	南方 美千雄	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	木村 喬	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフィンテックグローバル株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フィンテックグローバル株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度までに2期連続して重要な営業損失を計上したことに引き続き、当第2四半期連結累計期間においても営業損失775,512千円を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月13日

フィンテックグローバル株式会社
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	寛 悦生	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	南方 美千雄	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	木村 喬	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフィンテックグローバル株式会社の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年10月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フィンテックグローバル株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。